鹿角市ブランドロゴマークの利用許諾に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ブランドメッセージであるコンセプトカラーの浸透を図るため制作したブランドロゴマークの利用許諾に関し必要な事項を定め、その適正な利用を促進することにより市のイメージ向上及び観光や物産等の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「ブランドロゴマーク」とは、別図に示すものをいう。

（利用許諾の申請）

第３条　販売物へロゴマークを利用するため利用許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ブランドロゴマーク利用許諾申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請ができる者は、鹿角市に住所を有する個人、法人その他の団体とする。ただし、製作を請け負うものが鹿角市以外に住所を有するものであることを妨げない。

（利用許諾の基準）

第４条　市長は、前条第１項の申請があった場合において、その内容を適当と認めるときは、その利用許諾をするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾をしないものとする。

(１)　法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(２)　特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。

(３)　自己の信用を高めるために利用すると認められるとき。

(４)　自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるとき。

(５)　市及びブランドロゴマークをおとしめると認められるとき。

(６)　前各号に掲げる場合のほかブランドロゴマークの利用を市長が不適当と認めるとき。

（利用を許諾した場合の処理等）

第５条　市長は、第３条第１項の規定による申請があった場合において、利用許諾をしたときはブランドロゴマーク利用許諾通知書（様式第２号）により、利用許諾をしないことを決めたときはブランドロゴマーク利用不諾通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（利用許諾の期間）

第６条　利用許諾の期間は、２年以内とする。

（利用の対価）

第７条　ブランドロゴマークの利用に係る対価は徴収しないものとする。

（利用者の遵守事項）

第８条　ブランドロゴマークの利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　市が定めた形、色やサイズ等の規格に沿って正しく使用すること。

(２)　利用許諾を受けた用途のみに使用すること。

(３)　利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。

(４)　利用に当たっては、市がブランドロゴマークの版権所有者であることを明らかにすること。

(５)　利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(６)　ブランドロゴマークの利用を終えたときは、速やかにブランドロゴマーク利用報告書（様式第４号）を市長に提出すること。

（許諾内容の変更等）

第９条　利用者が利用許諾を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめブランドロゴマーク利用内容変更承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の申請に基づき承認することが適当と認めたときは、ブランドロゴマーク利用内容変更承認通知書（様式第６号）により、承認することが適当でないと認めたときは、ブランドロゴマーク利用内容変更不承認通知書（様式第７号）により、利用者に通知するものとする。

（利用許諾の取消し）

第10条　市長は、ブランドロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を取り消すものとする。

(１)　第４条又は第８条の規定に違反していると認めるとき。

(２)　偽りその他不正の手段により利用許諾を受けたと認めるとき。

２　市長は、前項の規定により利用許諾を取り消したときは、その利用者に対し、ブランドロゴマーク利用許諾取消通知書（様式第８号）により通知するものとする。

３　第１項の規定により利用許諾を取り消された者は、当該利用許諾に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

４　市長は、第１項の規定により利用許諾を取り消したときは、その利用者に対し、当該取り消された利用許諾に係る物件の回収を求めることができる。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、ブランドロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年６月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

　鹿角市長　　　　　　様

申請者　住所

　　　　団体名

　　　　氏名（代表者名）

ブランドロゴマーク利用許諾申請書

　このことについて、下記のとおり申請します。

　なお、申請にあたり、下記注意事項を確認し、利用許諾の際はこれを遵守します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用目的 |  |
| 利用対象物 |  |
| 利用方法 |  |
| 利用数量 |  |
| 利用期間 | 年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 販売（経費）総額 |  |
| 担当者連絡先（所属・氏名・電話等） |  |
| 添付書類(1)利用する場所・位置などを記載したレイアウト、原稿、スケッチ等　　　　(2)申請者の概要を示すもの　　　　(3)その他利用の概況の参考になるもの |

【注意事項】

(1)　市が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。

　(2)　利用許諾を受けた用途のみに使用すること。

　(3)　利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。

　(4)　利用に当たっては、市がブランドロゴマークの版権所有者であることを明示すること。

　(5)　利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。

　(6)　ブランドロゴマークの利用を終えたときは、速やかにブランドロゴマーク利用報告書（様式第4号）を市長に提出すること。

(7)　ブランドロゴマークの利用期間が未定の場合は、利用開始日から２年後とすること。また、２年後に継続して利用したい場合は、ブランドロゴマーク利用内容変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出すること。

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

鹿角市長

ブランドロゴマーク利用許諾通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のありましたブランドロゴマークの利用は、下記の条件を付して許諾します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用対象物 |  |
| 利用方法 |  |
| 利用数量 |  |
| 利用期間 | 年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 許諾番号 | 第　　号 |

1.　利用にあたっては次の事項を遵守すること。

(1)　市が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。

　(2)　利用許諾を受けた用途のみに使用すること。

　(3)　利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。

　(4)　利用に当たっては、市がブランドロゴマークの版権所有者であることを明示すること。

　(5)　利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。

　(6)　ブランドロゴマークの利用を終えたときは、速やかにブランドロゴマーク利用報告書（様式第4号）を市長に提出すること。

　(7)　変更が生じた場合はブランドロゴマーク利用内容変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出すること。

2.　その他

様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

鹿角市長

ブランドロゴマーク利用不諾通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のありましたブランドロゴマークの利用は、下記の理由により許諾できません。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 該当事項 | 不諾理由 |
|  | 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるため |
|  | 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるため |
|  | 自己の信用を高めるために利用すると認められるため |
|  | 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるため |
|  | 市及びブランドロゴマークをおとしめると認められるため |
|  | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

　鹿角市長　　　　　　様

申請者　住所

　　　　団体名

　　　　氏名（代表者名）

ブランドロゴマーク利用報告書

　　　年　　月　　日付け　　　　　第　　号・許諾番号第　　号で許諾を受けましたブランドロゴマークを利用しましたので、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用対象物 |  |
| 利用方法 |  |
| 利用数量 |  |
| 利用期間 | 年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 販売総額 |  |

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

　鹿角市長　　　　　　様

申請者　住所

　　　　団体名

　　　　氏名（代表者名）

ブランドロゴマーク利用内容変更承認申請書

　　　年　　月　　日付け　　　　　第　　号・許諾番号第　　号で許諾を受けました内容を下記のとおり変更いたしたく申請します。

なお、申請にあたり、下記注意事項を確認し、利用許諾の際はこれを遵守します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更前 | 変更後 |
| 利用目的 |  |  |
| 利用対象物 |  |  |
| 利用方法 |  |  |
| 利用数量 |  |  |
| 利用期間 | 年　月　日～　年　月　日 | 年　月　日～　年　月　日 |
| 販売（経費）総額 |  |  |
| 担当者連絡先（所属・氏名・電話等） |  |  |
| 添付書類　変更が確認できる資料等 |

【注意事項】

(1)　市が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。

　(2)　利用許諾を受けた用途のみに使用すること。

　(3)　利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。

　(4)　利用に当たっては、市がブランドロゴマークの版権所有者であることを明示すること。

　(5)　利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。

　(6)　ブランドロゴマークの利用を終えたときは、速やかにブランドロゴマーク利用報告書（様式第4号）を市長に提出すること。

様式第６号（第９条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

鹿角市長

ブランドロゴマーク利用内容変更承認通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のありましたブランドロゴマークの利用内容変更については下記の条件を付して承認します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更前 | 変更後 |
| 利用対象物 |  |  |
| 利用方法 |  |  |
| 利用数量 |  |  |
| 利用期間 | 年　月　日～　年　月　日 | 年　月　日～　年　月　日 |

1.　利用にあたっては次の事項を遵守すること。

(1)　市が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。

　(2)　利用許諾を受けた用途のみに使用すること。

　(3)　利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。

　(4)　利用に当たっては、市がブランドロゴマークの版権所有者であることを明示すること。

　(5)　利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。

　(6)　ブランドロゴマークの利用を終えたときは、速やかにブランドロゴマーク利用報告書（様式第4号）を市長に提出すること。

　(7)　変更が生じた場合はブランドロゴマーク利用内容変更変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出すること。

2.　その他

様式第７号（第９条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

鹿角市長

ブランドロゴマーク利用内容変更不承認通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のありましたブランドロゴマークの利用内容変更については下記の理由により承認できません。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 該当事項 | 不諾理由 |
|  | 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるため |
|  | 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるため |
|  | 自己の信用を高めるために利用すると認められるため |
|  | 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるため |
|  | 市及びブランドロゴマークをおとしめると認められるため |
|  | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

様式第８号（第10条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

鹿角市長

ブランドロゴマーク利用許諾取消通知書

年　　月　　日付け　　　　　第　　号・許諾番号第　　号で許諾したブランドロゴマークの利用については下記の理由により許諾を取り消します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 該当事項 | 取消理由 |
|  | 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるため |
|  | 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるため |
|  | 自己の信用を高めるために利用すると認められるため |
|  | 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるため |
|  | 市及びブランドロゴマークをおとしめると認められるため |
|  | 市が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用していないため |
|  | 利用許諾を受けた用途以外に使用しているため |
|  | 利用許諾通知書に明記された条件に従って使用していないため |
|  | 市がブランドロゴマークの版権所有者であることを明示していないため |
|  | ブランドロゴマークの利用に際し市が貸し出した物件を期限までに返還しないため |
|  | 利用前に当該利用にかかる物件の完成見本又はその写真を市長に提出しないため |
|  | 偽りその他不正の手段により利用許諾を受けたと認められるため |
|  | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

別図（第２条関係）

　　